

Q15 宿泊を伴う外出における部分的介助

宿泊を伴う外出先で、部分的介助を行った場合、移動支援で算定は可能ですか。

A 宿泊を伴う外出は移動支援の対象外です。したがって、部分的介助に限ったとしても算定はできません。

Q16 1人のヘルパーが複数の利用者に同時に付き添うこと

一人のヘルパーが複数の利用者に同時に付き添い、移動支援で算定は可能ですか。

A グループ支援は、対象としていません。したがって、算定はできません。江戸川区の移動支援では、一人の利用者に対し一人のヘルパー(※)が支援を行います。

※ただし、支給決定において、2人介護とある場合は二人のヘルパー。

Q17 ヘルパーが一人の利用者の他に同行者を連れて外出した場合

一人のヘルパーが、一人の利用者に加えて、さらに同行者として学齢の子供や介護の必要な障害者等を連れて外出する場合でも、移動支援の算定は可能ですか。

A ヘルパーは、利用者の支援に専念する必要があります。したがって、ヘルパーが利用者のほかに学齢の子供や介護の必要な障害者を伴って外出する場合、移動支援の算定はできません。ただし、ヘルパー以外で、その同行者を保護する立場の方がいる外出の場合で、ヘルパーが利用者への支援に専念できる状況であれば算定可能です。

Q18 待機時間の請求

送迎のみの利用で、目的地において出発まで待ち時間がある場合、移動支援の算定が可能ですか。

A 目的地において待ち時間が発生する場合、待ち時間分は算定できません。

Q19 外出準備の支援を行って、外出できなかった場合

外出のための準備をしたが、突然に利用者の具合が悪くなり外出できなくなった場合は、移動支援の算定が可能ですか。

A 外出のための着替え、準備、排泄、外出を促すための支援等の介助をした時間は、サービス実施記録に外出できなかった理由を明記した上で算定の対象となります。計画されていたとしても実際に支援を行わなかった時間については、算定できません。

← 文言追加

Q20 プールでの支援を行う場合

プールでの支援を行う場合は、移動支援の算定が可能ですか。

A スキー・スケート・水泳・ゴルフ・テニス・野球・サッカー等の球技、登山や自転車競技等危険を伴う活動については、実施責任に関する事項について、安全確保義務と保険加入義務が課せられますが、事前に利用者やその保護者と協議し、個別事項は利用者と契約を交わしておく必要があります。したがって、プールでの支援は、事前に利用者やその保護者と協議したうえ、着替え、排泄、危険回避のための必要な支援等を行った場合に算定できます。

スイミングスクールへの参加は、自宅から目的地のスイミングスクールまでの送迎時間のみ算定できますが、スイミングスクールでの受講中の支援は、対象となりません。

Q21 片道送迎をした場合

利用者宅から目的地への片道送迎をした後、利用者宅に置いた自転車を取りに戻る時間を算定してもいいですか。

A 利用者の支援をしている時間のみ算定できます。したがって、支援後に利用者宅へ戻る時間は、算定できません。

Q22 事業所から利用者宅までの移動時間

事業所から利用者宅まで30分の移動時間がかかります。その後、利用者の支援を30分行っています。60分として算定してもいいですか。

A 利用者の支援をしている時間のみ算定できます。したがって、支援前の移動時間支援後に利用者宅へ戻る時間は、算定できません。

上記のように請求し、返還を指示された事業所があったためご注意ください。

文言修正 →

Q23 短期入所の送迎を行う場合

短期入所を利用する際の送迎に、移動支援を利用することは可能ですか。

A 送迎する予定だった家族等が、体調不良等により送迎することができなくなった場合は、移動支援を利用できます。

Q24 外出目的が通院である場合

居宅介護における通院等介助を支給決定されている場合でも、移動支援を利用して通院をすることは可能ですか。

A 通院の性質により次のように区分けされます。

(1) 突発的な通院

移動支援を利用して通院をすることができます。(突発的な通院に備えてあらかじめ居宅介護(通院等介助、通院等乗降介助)を支給決定しておくことはありません。)

(2) 定期的な通院

定期的な通院が必要な方には、居宅介護(通院等介助、通院等乗降介助)が支給決定されているか介護保険制度を利用することになります。

居宅介護(通院等介助、通院等乗降介助)の対象者や介護保険の対象者であるにもかかわらず、通院のために移動支援を利用できるのは、以下の場合に限られます。

ア 居宅介護(通院等介助、通院等乗降介助)や介護保険の申請中で、これらのサービスが利用できない場合。

イ 通院の帰路において、**食事や**買い物をしたり、映画を観る等の場合(帰路のみ移動支援となる)。

※ 定期的な通院が必要で、居宅介護(通院等介助、通院等乗降介助)の対象者にもかかわらずその支給決定を受けていない場合は、利用者に対して支給申請を促してください。

※ 知的障害者の通院については、従来下記の二重下線部のように取り扱ってきましたが、身体障害者・精神障害者と同様の取扱いに順次切り替えている最中です。したがって知的障害者であっても新規・更新時に居宅介護(通院等介助)利用が可能になっている場合があります。

平成25年11月以降に新規申込み又は更新した利用者が定期的な通院に移動支援の利用を希望する場合、受給者証(障害福祉サービス受給者証/緑色)が変更になっていないか確認してください。

(切替えが完了したら、二重下線部は削除になります。)

【知的障害者】

A1 居宅介護(通院等介助)が支給決定されていない場合、移動支援を通院に利用できません。

A2 居宅介護(通院等介助)が支給決定されている場合、移動支援で通院に利用できません。

→
文言修正
→
→

Q24-225 移動支援で通院する場合の通院時における病院内の介助

病院への送迎および病院内での介助が必要な場合、算定することは可能ですか。

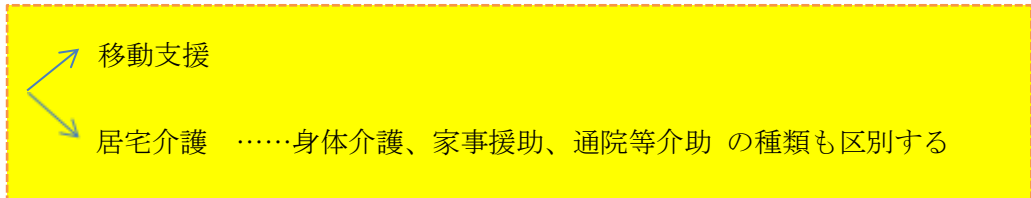
- A 単なる待ち時間であれば算定できません（Q18に該当）。受付の介助、いつ呼び出されても介助できる状態の保持、診察時の付添い、診察が午前午後をまたぐ際の昼食の食事介助、会計の介助等、病院内での介助が必要な場合、計画に位置付けた上で算定することが可能です。

Q25-26 居宅介護のあと続けて移動支援を行う場合

居宅介護の家事援助のあと、続けて移動支援を行うことはできますか。

- A 可能です。ただし、計画、サービス提供、記録、請求の各段階において、居宅介護と移動支援を明確に区別しておく必要があります。

追加
→



Q26 外出の前後に行う居宅内での支援

外出の前後に行う利用者の居宅内での支援は、移動支援として算定できますか。

- A 居宅介護と連続して移動支援を行う場合は、居宅介護として算定してください。

移動支援のみ行う場合には、外出に付随する必要な援助であれば移動支援の一部として算定することができます。

【具体例】

外出の準備： 健康チェック、整容、更衣介助、排泄準備、手荷物準備

帰宅直後の対応： 更衣介助、荷物整理、排泄介助、ご家族への報告

追加
→

Q26-2 居宅内における「外出に付随する必要な支援」が長時間にわたった場合

外出の前後に行う利用者の居宅内での支援について、外出準備や帰宅後対応に長時間かかることがあります。移動支援のみ行う契約になっているため、移動支援として算定してもいいですか。

- A 急きょやむを得ず支援が必要となった場合、サービス実施記録に理由を明記した上で算定することが可能です。

もともと、繰り返し居宅内での支援が移動支援の最低算定時間を超える場合、そもそも計画の見直しを行って居宅介護としての支援に切り替える必要があります。